

建設業者用

平成29・30年度

建設工事（県内・県外業者）

入札参加資格審査申請書及び添付書類

作成・提出の手引き（記入例）

※ 申請書の作成に当たっては、この手引きをよく読んで記入してください。

「県内業者」とは、富山県内に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。以下同じ。）を置く者をいいます。

1 申請書等の受付期日及び提出場所

(1) 文書持参の場合

受付日時 平成29年2月1日（水）から平成29年2月28日（火）まで
 （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 受付時間 8：45～11：45及び13：15～17：00
 受付場所 射水市三ヶ624番地 射水平野土地改良区

(2) 文書郵送付の場合

受付日時 平成29年2月1日（水）から平成29年2月28日（火）まで（当日必着）
 郵送先 〒939-0341 射水市三ヶ624番地 射水平野土地改良区 総務課宛

（注）持参の場合は、当改良区備え付けの受付簿に必要事項を記入のうえ、申請書を提出してください。申請に不備があった場合は、後日連絡します。

2 提出書類

| No. | 提出書類 | 備考 |
|-----|--|--|
| 1 | 建設工事入札参加資格審査申請書（建設工事様式第1号） | |
| 2 | 入札参加資格者（債主）登録書（県内業者用）（共通様式第2号） 入札参加資格者（債主）登録書（県外業者用）（共通様式第3号） | 該当する方を提出 |
| 3 | <p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>審査基準日が平成27年9月1日以降のもの（該当するものが2つ以上ある場合は、直近のもの）を提出してください。</p> <p>【重要】経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況において一つでも「無」がある場合は、入札参加資格申請を行うことはできません。</p> <p><u>ただし、経営事項審査申請後において「加入」又は「適用除外」の手続きをとられた場合は、その事実を証明する下記の書類を提出することにより、入札参加資格申請を行うことができます。</u>（紛失等により用意できない場合は別途ご相談ください）。</p> <p>○雇用保険の加入確認書類 雇用保険適用事業所設置届の写し ○厚生年金保険の加入確認書類 【全国健康保険協会健康保険（協会けんぽ）に加入している場合・組合管掌保険に加入している場合 ともに】 直近1か月の（厚生年金保険料）納入告知書 納付書・領収証書の写し ○健康保険の加入確認書類 【全国健康保険協会健康保険（協会けんぽ）に加入している場合】 直近1か月の（健康保険料）納入告知書 納付書・領収証書の写し 【組合管掌保険に加入している場合】 直近1か月の健康保険組合の保険料の納付書・領収証書の写し</p> | |
| 4 | 使用印鑑届出書（共通様式第4号） | |
| 5 | 印鑑証明書 | 資格審査の申請日（以下「申請日」という。）以前3ヶ月以内に発行された原本に限る。 |

| | | |
|----|--|---|
| 6 | <p>工事経歴書（建設工事様式第5号）</p> <p>申請日直前の2営業年度分を提出してください。 ただし、<u>新規に申請をする場合は、直前2営業年度分を提出</u>してください。</p> | 両面コピー推奨 |
| 7 | <p>納税証明書</p> <p>※国税及び富山県税の納税証明書が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税は、法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税について所轄の税務署が発行する未納がないことを証する証明書を提出してください。 個人・・・第9号書式（その3の2） 法人・・・第9号書式（その3の3） <p>※税務署では納税証明書の電子申請・書面発行を行っています。詳しくは、税務署へお尋ねください。 <国税電子申告・納税システム（e-Tax）のホームページ> http://www.e-tax.nta.go.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税は、県税事務所が発行する滞納がないことを証する証明書を提出してください。 | <p>申請日以前3ヶ月以内に発行された<u>原本に限る</u>。</p> <p>平成28年1月1日以降、県税納税証明書交付申請書の様式が改正されていますので、事前に総合県税事務所に確認のうえ、余裕をもって申請してください。</p> |
| 8 | 営業所一覧表（建設工事様式第6号） | 主たる営業所以外に営業所がない場合は省略可 |
| 9 | 誓約書（建設工事様式第13号） | |
| 10 | 委任状（共通様式第7号） | 委任先を設ける場合のみ提出 |
| 11 | 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合） | 申請日から起算して3箇月以内の原本またはコピーに限る |
| 12 | <p>障害者雇用の状況が確認できる書類</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務がない方で、申請日において、<u>身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1人以上雇用している方</u>は、雇用状況が確認できる書類を提出してください。</p> <p>※法定雇用義務がない方とは（平成29年4月1日以降の法定雇用率を適用） 常用雇用労働者の数が、50人未満（建設業にあつては、原則として62人未満）である者</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用状況調書（別紙様式） ○障害の程度が分かる書類の写し（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し） ○1年を超える継続的な雇用（見込みを含む。）であることが確認できる書類の写し（健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳等） <p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者雇用状況調書」の作成に当たっては、同記載要領を参考にしてください。 | 該当者のみ提出 |

※ 印鑑証明書及び納税証明書は、申請日以前3ヶ月以内に発行された原本以外は受付できませんので、

ご注意願います。

※ A4サイズでない書類はA4の用紙に貼る等、サイズをそろえて提出してください。

3 提出部数

1部（基本はクリップ留めですが、できない場合は綴じ穴を開けて、紐綴じ若しくはファイル綴じにしてください。）

4 受理できない申請書等

- (1) 申請日現在で、建設業法による「建設業の許可」を受けていない場合
- (2) 建設業法に規定する経営に関する客観的事項の審査に関し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受け取っていない場合
- (3) 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険にいずれか一つでも未加入である場合（加入義務のない者は除く。）
- (4) 国税又は県税に未納がある場合
- (5) 申請者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する場合
- (6) 申請者が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する場合
- (7) 申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載をし、又は必要な変更届を提出しなかったために競争入札参加資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しない場合
- (8) 申請者が、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（(5)に該当する者を除く。）に該当する場合
- (9) 申請書に不備がある場合
- (10) その他、内容の審査が困難と認められる場合

5 入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

6 郵送で申請書を提出する場合の注意事項

- (1) 受付期間内に各種提出書類及び申請書受付通知票を書留郵便で郵送してください。その際、封筒の左下に朱書きで「資格審査申請書類（建設工事）在中」と明記してください。
- (2) 申請書受付通知票は、官製はがきの裏面に貼り付けし、表面に返信先（住所・氏名）を記入したうえで他の提出書類とともに提出してください。（必要な場合のみ）

7 その他の注意事項

- (1) 申請内容に変更があった場合は速やかに該当する変更届（共通様式第2号又は第3号、第8号又は第9号）を提出してください。

- (2) 変更内容によって提出様式が異なるので注意願います。
- (3) 変更事項があったにもかかわらず、上記の変更届の提出がない場合、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした場合等には、資格を抹消することがあるので注意願います。

記載に当たっての注意事項及び記載例

※建設工事様式第1号について

- 1 提出年月日は、必ず記載してください。
- 2 申請書は、委任先を設ける場合であっても本社で作成し、代表者印は、必ず印鑑証明書と同一の印を押印してください。
- 3 許可番号の大臣・知事欄には、国土交通大臣の場合にあつては「00」を、その他の場合にあつては経営事項審査と同じコード番号を記入してください。
- 4 委任の有無欄には、入札、見積り、契約の締結、代金の受領等について本社から営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）に権限を委任する場合は、「1」を記入してください。
なお、この場合、委任先営業所欄（裏面）も記入してください。
- 5 とび・土工・コンクリート工事を申請する方で、ボーリング工事を希望する方は、ボーリング工事希望の有無欄に「1」を記入してください。
- 6 障害者雇用欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の法定雇用義務がない者で、申請日において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1人以上雇用している場合は、「1」を記入してください。
- 7 主たる営業所が有する許可業種欄には、主たる営業所が有する許可業種に「1」を記入してください。
- 23 入札参加希望業種欄には、主たる営業所が有する許可業種のうち、経営事項審査を受け、かつ、入札参加を希望する業種に「1」を記入してください。
- 24 裏面（委任先営業所欄）には、他の営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）に委任する場合のみ記入してください。
- 25 ※欄は、記入しないでください。

営業所一覧表

業者番号

商号又は名称 富山建設(株)

| 名 称 | 許可を受けた建設業 | | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------------------------|-----------|-------------|------------------|--------------|
| | 特 定 | 一 般 | | |
| (主たる営業所) 本社 | 士 | と、管、舗、 塗 | 富山市新総曲輪 100-7 | 076-400-1234 |
| (建設業法上のその他の営業所) 高岡営業所 | 士 | と、管、舗 | 高岡市赤祖父 200-8 | 0766-20-1111 |
| (その他の営業所) 立山出張所 | | | 立山町前沢 3000-9 | 076-460-9999 |